

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 自衛官の第一次募集
建設業者の登録まつ消
建設業者の変更登録
土地改良事業計画の縦覧

告示

鳥取県告示第百三十一号

自衛官（陸上 海上、航空）の欠員及び増員補充に伴う
昭和三十二年第一次募集について次のとおり定める。

昭和三十二年三月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 募集期間

昭和三十二年四月一日から六月十日まで

二 募集年令

昭和七年六月二日から昭和十四年六月一日までの間に
生れた男子（昭和三十二年六月一日現在満十八才以上
二十五才未満の者）

三 志願票提出先

志願者の現住所の市町村役場

四 試験期日

第一回 昭和三十二年五月六日から五月十日までのい
づれか一日
第二回 昭和三十二年七月一日から七月十三日までの
いづれか一日

五 試験場所

第一回 鳥取市、米子市の二箇所
第二回 鳥取市、倉吉市、米子市の三箇所
なお試験の日時及び試験場は試験期日までに志願者
に通知する。

鳥取県告示第百三十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
昭和三十二年三月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主もな営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (は) 第三六四号	昭三〇、一、二三	因幡建設(株)	八頭郡智頭町智頭五九四	米井 信夫	昭三二、一、二三
"	二三七号	" 一、二六 谷 本 組	倉吉市上米積四五九	谷本 兼藏	" 一、二六
"	三六五号	" 一、一〇 倉吉建設事務所	" 宮川町一三二ノ一	駒井喜久藏	" 一、一〇
"	二三五号	" (株) 大栄組	西伯郡大山町大字坊領	杉谷 晃	" "

鳥取県告示第百三十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和三十三年三月十三日変更登録した。
昭和三十三年三月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第百三十四号

県営で大沢川排水改良事業を行うため、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、土地改良事業計画を定めた。よつて次のように縦覧に供する。
昭和三十三年三月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
県営大沢川排水改良事業計画書
- 二 縦覧期間
昭和三十三年三月二十七日から同年四月十五日まで
- 三 縦覧の場所
米子市役所
- 四 異議の申立

登録番号 登録年月日 商号又は名称 主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取県知事登録 (に) 第一六七号 昭三一、六、二三 旭興業株式会社 東伯郡三朝町大字本泉 (新)川北 貞市 (旧)川北 庄一

利害関係人において当該土地改良事業計画に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。